

**平成29年度中の認定取得を希望される場合の太陽光発電設備
(低圧50kW未満)の接続契約申込みに当たっての留意事項について**

1. 平成29年度調達価格適用に関する留意事項

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(以下「FIT法」といいます。)が改正され、本年度より、国の事業計画認定(以下「認定」といいます。)の取得時点における調達価格が適用されることとなっております。そのため、平成29年度の調達価格を適用するためには、平成30年3月末までに国の認定を取得する必要があります。

また、FIT法の改正により、認定を取得する時期が接続契約締結後となっており、認定の取得に先立ち、国へ接続の同意を証する書類(当社が接続契約締結時に発行する書類)を提出する必要がありますので、ご注意くださいようお願いいたします。

2. 平成29年度中の認定取得を希望される場合の当社への接続契約申込みにについて

平成29年度中の認定申請等にかかる提出期限[※]について、先般、国より公表されており、平成29年度中の認定取得を希望される場合の接続の同意を証する書類の国への提出期限日については、平成30年2月16日(金)とされております。

低圧50kW未満の太陽光発電設備については、接続契約申込みから接続契約締結までの標準処理期間として1ヶ月程度を要し、また、当社が接続の同意を証する書類の作成・送付に要する期間および事業者さまにおいて同書類を国へ提出する期間等も考慮いたしますと、平成29年度中の認定取得を希望される場合は、技術検討に必要な書類を揃えて、遅くとも平成29年12月22日(金)までに申込みを行っていただきますようお願いいたします。

ただし、今後、平成29年度中の認定取得を希望するお申込みの集中等により、お手続きに関して相当の混雑が予想されるため、平成29年12月22日(金)までにお申込みいただいた場合でも、国の定める提出期限日までに接続の同意を証する書類をご提出いただけなくなる可能性がありますので、あらかじめご了承くださいとともに、余裕を持ったお申込みをお願いいたします。

※ 平成29年度中の認定申請等にかかる提出期限の詳細については、国のホームページ「なっとく!再生可能エネルギー」にてご確認ください。

【お問い合わせ先】

徳島支店	0120-410-105	松山支店	0120-410-503
高知支店	0120-410-286	高松支店	0120-410-805

* 電話受付時間/月～金 8:40～17:20 [祝日、年末年始(12/29～1/3)を除きます]